

令和6年5月29日

共 産 党

企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティー券購入の禁止を求める意見書（案）

政治資金パーティーをめぐる不正な収入が、大きな問題となっている。政治資金規正法では、これまでも企業・団体献金について、政治家個人への献金は禁止しており、企業・団体献金を受けられるのは政党とその政治資金団体に限定してきた。ところが、政治資金パーティーのチケット代は派閥のような一般の政治団体も企業に対して購入を求めることができることになっている。

また、報告書へ記載すべき事項について、「一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日」としており、1購入者につき20万円までは、政治資金収支報告書への購入者氏名等の記入が求められない。

そのため、子会社に20万円以下に分散させて購入させれば、相当額の企業献金を受け取ることができる。しかも、政治資金パーティーの利益率は多くが9割を超えるとの報道もあり、ほとんどが事実上の献金となっている。このことが、金の流れを不透明にし、派閥の裏金づくりの疑惑も指摘されており、この機会に、抜本的な見直しを図るべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、企業・団体献金及び企業・団体による政治資金パーティー券購入の禁止をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

総務大臣 宛